＼帰ってきた／
“経理のプロ”になるための
「法人税」
マスター講座⑥

特別償却準備金

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。
今回は「特別償却準備金」について解説します。

税理士
平井満広

法人が特別償却（減価償却の上乗せ）を行なう際、上乗せ部分の金額を「減価償却費（費用計上）」としないで、「準備金の積立て（剰余金の処分）」で処理する手続きを「特別償却準備金（積立金方式。以下同じ）」といいます。

特別償却を減価償却費で処理すると、減価償却資産の購入年度に多額の費用が計上されてしまい適正な期間損益計算（会計の考え方）ができなくなります。

こうした問題を解消するために設けられているのが「特別償却準備金」の制度です。特別償却の要件を満たしていれば、すべての法人が適用できます。

なお、特別償却準備金は、税法上は減価償却費（費用）として準備金を積み立てる「準備金方式」も認められています。

(1) 購入年度の特別償却準備金の処理

減価償却資産について特別償却準備金を適用する場合、購入年度は通常の減価償却費を計上するとともに、利益剰余金を処分して特別償却相当額の特別償却準備金を積み立てます。この場合、特別償却は損益計算書の税引前当期純利益に反映されないため、確定申告書で減算調整して損金算入します。たとえば、700万円の機械装置を購入して特別償却準備金（特定機械装置等）を適用する場合、通常の減価償却費140万円は費用計上する一方で、特別償却210万円は利益処分で準備金を積み立て、申告書の別表四で減算調整します（**図表1**参照）。

なお、特別償却準備金の積立ては、特別償却を適用する事業年度の期末日までに行ないます（適用年度の貸借対照表や株主資本等変動計算書に反映される）。特別償却準備金の積立ては株主総会の承認決議が不要とされています。

また、特別償却準備金の積立不足額がある場合は、1年間の繰越しが認められています（ただし、積立不足額が生じた事業年度から繰越しの特例を受ける事業年度まで、連続して青色申告書を提出していることが要件です）。

(2) 購入年度の翌年以降の特別償却準備金の処理

特別償却準備金を適用した事業年度の翌年以降は、毎期一定額の準備金を取り崩して益金の額に算入する必要があります。益金の額に算入する金額は区分に応じて下の算式で算出します。この場合、取崩し額は損益計算書の当期純利益に反映されないため確定申告書で加算調整して益金算入します。

先程の事例は耐用年数が10年のため、購入年度に特別償却準備金として積み立てた210万円を7等分（12／84）した30万円ずつ毎期取り崩し、申告書の別表四で加算調整します（**図表2**参照）。

また、特別償却準備金の対象とした資産を売却や除却等した場合は、その事業年度で特別償却準備金の残額の全額を益金の額に算入します。

特別償却準備金を任意で取り崩した場合は、その取り崩した金額を益金の額に算入します。

なお、特別償却準備金を適用した場合、特別償却の金額は減価償却資産の帳簿価額に反映されません。そのため、購入年度以降の償却限度額も特別償却を考慮しないで計算します（**図表3**参照）。

①特別償却の対象となる資産の耐用年数が10年以上の場合
（計算式）

益金算入額 ＝ 特別償却準備金として当初積み立てた損金算入額 × 当事業年度の月数 ／ 84

②特別償却の対象となる資産の耐用年数が10年未満の場合
（計算式）

益金算入額 ＝ 特別償却準備金として当初積み立てた損金算入額 × 当事業年度の月数 ／ 「60」と「耐用年数×12」とのいずれか少ない数

特別償却準備金の活用方法

特別償却準備金は「会計上は費用とならない」が「税法上は損金となる」項目です。そのため「特別償却を費用処理すると赤字決算になって困る」「決算書の利益は多くしたいが、税負担は減らしたい」という場合に有効な手続きとなります（ただし翌年以降は会計上の利益よりも申告書の課税所得が多くなる）。特別償却を「減価償却費」とするか「準備金」とするかは、対象資産ごとに選択できるので状況によって使い分けましょう。

日本実業出版社発行『企業実務』2019年6月号より転載。記事内容は、2025年12月1日時点での法令に基づき、校閲・修正をしております。

図表1　購入年度の特別償却準備金の計算例（積立金方式）

■前提条件

・特定機械装置等の取得価額　700万円
・耐用年数と償却方法、償却率　10年／定率法／0.200
・特別償却限度額　取得価額×30%

■計算過程

①普通償却限度額　700万円×0.200＝140万円

（減価償却費）1,400,000　／（機械装置）1,400,000

②特別償却限度額　700万円×30%＝210万円

（繰越利益剰余金）2,100,000　／（特別償却準備金）2,100,000

申告書（別表四）で減算調整

区分		総額	留保
減算	特別償却準備金認定損	2,100,000	2,100,000

図表2　購入年度以降の特別償却準備金の計算例（積立金方式）

■計算過程

特別償却準備金の取崩し額　210万円×12/84＝30万円

（特別償却準備金）300,000　／（繰越利益剰余金）300,000

申告書（別表四）で加算調整

区分		総額	留保
加算	特別償却準備金取崩し額	300,000	300,000

図表3　特別償却準備金と各事業年度の償却費等（概算）

取得価額700万円、耐用年数10年、定率法0.200

①特別償却準備金で処理した場合　（単位：万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
普通償却	140	112	89	72	57	46	46	46	46	46	700
準備金	210	△30	△30	△30	△30	△30	△30	△30			0
差引	350	82	59	42	27	16	16	16	46	46	700

②特別償却を減価償却費として処理した場合　（単位：万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
普通償却	350	70	56	46	46	46	46	40			700

③特別償却を適用しない場合　（単位：万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
普通償却	140	112	89	72	57	46	46	46	46	46	700

各事業年度の普通償却の計上額は特別償却を適用しない場合と同じ

ひらい　みつひろ
平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。